

# 計 画 書



中播都市計画地区計画の決定（姫路市決定）

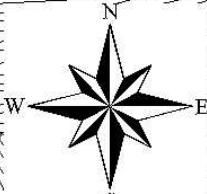
都市計画書写山麓地区計画を次のように決定する。

名 称	書写山麓地区計画	
位 置	姫路市書写	
面 積	約2.6ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、姫路市の北西部の歴史文化施設である書写山円教寺の山麓に位置し、書写山ロープウェー山麓駅を中心に文化・観光施設が点在する地区である。</p> <p>このため、地区計画の策定により、文化観光施設が集積するレクリエーション拠点に相応しい環境の誘導と、魅力ある拠点空間の形成を図り、あわせて周辺の低層住宅市街地の環境と調和した空間の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	文化観光施設が集積するレクリエーション拠点に相応しい土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	当地区の健全な土地利用の増進と周辺の良好な地区環境の形成を図るため、地区内に緑地を配置する。
	建築物等の整備の方針	<p>文化観光施設が集積するレクリエーション拠点に相応しい市街地を形成するため、次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 落ち着いたきのある歴史的環境の周辺に相応しい文化・観光利便施設を誘導するため、用途の制限を行う。</li> <li>2 周辺の低層住宅市街地の環境に調和した市街地形成を図るため、建築物の高さの制限を定める。</li> <li>3 書写山を後背にし、緑豊かでゆとりのある空間を確保するため、建築物の壁面の位置及びかき又はさくの構造の制限を定める。</li> <li>4 落ち着いたきのある環境を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</li> </ol>

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模		緑地	面積 720 m <sup>2</sup> 計画図表示のとおり 幅員 4 m 延長 180 m
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 店舗、飲食店</li> <li>2. ホテル又は旅館</li> <li>3. 延べ面積の合計が150 m<sup>2</sup>以下の事務所及び倉庫</li> <li>4. 公衆便所</li> <li>5. ロープウェイ駅舎</li> <li>6. 路線バスの停留所、休憩所の上家</li> </ol>	
		建築物の高さの最高限度	15 m	
		建築物等の壁面の位置の制限	<p>計画図表示の道路に面する建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離は、2 m 以上離さなければならない。</p> <p>その他の敷地境界線から外壁等までの距離は、1 m 以上離さなければならない。</p>	
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物等の形態又は意匠は、周辺の環境に調和し、落ち着いたものとしなければならない。</li> <li>2. 建築物の敷地内に設置することができる広告物は、表示面積の合計が20 m<sup>2</sup>以下とする。</li> </ol>	
かき又はさくの構造の制限	<p>計画図に表示する道路に面する部分のかき又はさくの構造は生垣としなければならない。ただし、腰積みで高さが0.8 m以下の部分についてはこの限りでない。</p>			

「区域は計画図表示のとおり」

# 書写山麓地区計画



書写の里  
美術工芸館

書写ロープウェイ  
山麓駅

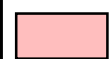
夢前川

山陽自動車道

## 凡 例



地区計画区域



地区整備計画区域



地区施設(緑地)



壁面の位置の制限(2m)  
かき又はさくの構造の制限

## 書写山麓地区計画の注意事項

書写山麓地区計画区域では、以下の制限がかかります。

	建築物等									届出の要否
	用途	容積率	建蔽率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ	形態意匠	垣・柵	
地区計画区域	●					●	●	○	○	要

●姫路市地区計画の区域内の建築物等の制限に関する条例により制限されている項目

○姫路市地区計画の区域内の建築物等の制限に関する条例により制限されていない項目

建築物の建築をする際など、届出の必要な行為を行う場合は、行為の着手の30 日前までに届出をする必要があります。